

地域密着型サービス事業所開設者  
介護予防・日常生活支援総合事業サービス事業所開設者 様

中野市長 湯本 隆英  
(公印省略)

令和 7 年度介護職員等処遇改善加算に係る処遇改善計画書の提出について (通知)

平素は、本市の介護保険事業の運営に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

介護職員等処遇改善加算を算定しようとする介護サービス事業者等は、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成 12 年厚生省告示第 19 号)、「指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準」(平成 12 年厚生省告示第 21 号)、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成 18 年厚生労働省告示第 127 号)及び「厚生労働大臣が定める基準」(平成 27 年厚生労働省告示第 95 号)に定める介護職員等処遇改善加算処遇改善計画書を作成し、届け出る必要があります。

つきましては、介護職員等処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について(令和 7 年度分)(令和 7 年 2 月 7 日付け老発 0207 第 5 号厚生労働省老健局長通知)に基づき、下記により計画書を提出してください。

記

1 提出書類

(1) 処遇改善加算計画書

- ① 基本情報入力シート
- ② 介護職員等処遇改善加算等 処遇改善計画書 (令和 7 年度) (別紙様式 2-1)
- ③ 個票 (別紙様式 2-2)

※ 様式は長野県と同一様式です。

※ 介護人材確保・職場環境改善等事業補助金は県(北信保健福祉事務所福祉課)に直接ご提出いただくものなので、市への提出は不要です。

※ 別紙様式 2 の基本情報入力シート項目 1 の「提出の目的」で「加算様式を指定権者に提出」を選択、「加算様式の提出先」欄に指定権者(中野市)を入力してください。

(2) 介護給付費(介護予防・日常生活支援総合事業費)算定に係る体制等に関する届出書

- ① 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 (別紙 3-2)  
(又は介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書 (別紙 50))
- ② 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 (別紙 1-3-2)  
(又は介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表 (別紙 1-4-2))

※ 一覧表エクセルファイルについて、届出該当サービス行以外は削除してください。

## 2 提出方法・提出先

### (1)提出方法

電子メール、電子申請・届出システム、郵送・持参いずれかによる

※メール件名は「令和7年度介護職員等処遇改善加算計画書(法人名)」としてください。

※郵送又は持参の場合は1部提出。

### (2)提出先

中野市高齢者支援課

・地域密着型サービス・居宅介護支援事業所…介護保険係へ提出

・介護予防・日常生活支援総合事業…介護予防包括支援係へ提出

※計画書に記載する事業所を指定する指定権者（県、中核市（長野市、松本市）、市町村・広域連合） 全てに対して提出してください。

※複数の事業所を開設する法人等が、複数の事業所をまとめて作成する場合及び法人等で一括して作成する場合には、同一の計画書を各指定権者へ提出することとなります。

## 3 提出期限

(1)令和7年4・5月から算定を開始する場合…令和7年4月15日（火）まで

(2)令和7年6月以降新たに算定を開始する場合…加算取得開始月の前々月の末日

## 4 その他

### (1)各種様式について

本市公式ホームページに掲載していますので御確認ください。

トップページ → 「暮らしのシーンから探す」 → 「高齢者・介護・障がい者」 →

「介護保険（事業者向け情報）」 → 「介護職員等処遇改善加算について」

### (2)ご質問等について

令和7年度介護職員等処遇改善加算についてのご質問は、以下の厚生労働省コールセンターにお問い合わせください。

○介護職員等処遇改善加算等 厚生労働省コールセンター

Tel : 050-3733-0222 （受付時間：9:00～18:00（土日含む））

〒383-8614 中野市三好町一丁目3番19号  
中野市 健康福祉部 高齢者支援課  
（課長）堀米  
（担当）〔地域密着型サービス関係〕 長嶺  
〔総合事業関係〕 中嶋  
電話：0269-22-2111（内線365）  
FAX：0269-22-2295  
電子メール：kaigo@city.nakano.nagano.jp